

東松山駅周辺中心市街地活性化プラットフォーム運営支援業務プロポーザルに係る質問書への回答

質問書の提出期限（令和8年5月27日（水）午後5時まで）に提出されたご質問に対し、以下のとおり回答します。

No.	該当箇所	質問内容	回答
1	提案書作成要項 4 提案書の構成	提案書のページ構成は、項目に沿って作成した上で、順序を入れ替えて構成してもよろしいでしょうか。	説明等の都合上、(1)(2)(3)などの項目全てを入れ替えることは可とします。
2	実施要項 9 審査方法等	二次審査は、提出したPDFの提案書を投影して行うのでしょうか。あるいは、提案書を元に作成したpptを使用することは可能でしょうか。	提案書の投影は希望により実施することを想定しています。提案書以外での説明は想定しておりません。
3	基本方針 1 業務概要 特記仕様書（1）	中心市街地活性化プラットフォームの対象範囲はすでに指定がありますでしょうか。 「プラットフォームの設計」について、活動の対象となるエリアに定めはありますか。	想定している範囲（エリア）はありますが、今後の議論により、拡大、縮小などあり得ると考えています。
4	基本方針 1 業務概要	中心市街地活性化プラットフォームについて、現時点で想定されている団体名及びおおよその人数があれば教えてください。	まちづくり会社、自治会、商工会、商店街、社会福祉法人、任意のまちづくり団体、関係都道府県、公共交通事業者、都市開発事業を施行する民間事業者、金融機関、建築物の所有者、管理者若しくは占有者、公共施設の整備若しくは管理を行う者等 人数については15名程度を考えております。
5	その他	中心市街地活性化基本計画（H13）を提供いただく、もしくは閲覧させていただくことは可能でしょうか。	今回の提案における過去の参考資料として閲覧を希望するようであれば、政策推進課の窓口で閲覧のみ可能です。
6	特記仕様書（1）	「プラットフォームの設計」について、構成員となりえる法人・個人等について定めはありますか。	現状では具体的な定めはありません。